

## 第6章 生産調整未達成地域の農業構造と政策対応

—印旛沼湖岸低湿水田地帯の農業者の意識と行動—

東京大学大学院農学生命科学研究科 安藤 光義

### 1. はじめに

2010年度に導入された戸別所得補償制度は、生産調整に対する農家のこれまでの考え方を根底から覆すものであった。その前に実施された米政策改革は、「田湧き」現象を回避し、米を作ることのできない水田面積の配分から米を作ることのできる水田面積、正確に言えば米の生産量を配分する仕組みへ大転換を図るものであった。いわゆる「ネガ配分」から「ポジ配分」への転換である。しかし、農家の意識は「今年は米を作ることができる水田面積は〇〇aの配分なので、米を作れない水田面積は差し引き△△aになる。この水田で××を作る転作に対して産地づくり（産地確立）交付金が▽▽円もらえる」というものであり、基本的にこれまでと同じであったというのが筆者の認識である。これに対して戸別所得補償制度は生産調整に協力した農家に対して助成金を支給することには変わりはないが、米を作った面積に対してお金が支払われるという点が大変革であった。これは仮に生産調整が機能して米の需給が引き締まり、米価水準が維持されれば10aあたり1万5千円の「定額部分」は「貰い得」となることを意味する。これまで生産調整に従わなかった農家も生産調整に協力するようになり、米の需給は引き締まり、農家は1万5千円/10aの「ボーナス」を「票と引き換え」に手にし、政府は米価下落が防止されることで「変動部分」の支払いをしなくて済むことになるというのが政策の描く「青写真」であったように思う。

この点はともかく、これまで生産調整の実効性を高めるための政策は専ら転作水田に対する助成金の引き上げによって行われており、転作作物の収益とそれに支給される助成金との合計と稲作所得の比較というのが農家の「算盤勘定」だったが、それは大きく変更を迫られることになった。水田利活用自給力向上事業で麦大豆等の転作助成金が以前の水準よりも下がったこと（その結果、「転作の優等生」から一斉に非難を浴びることになり、急遽「激変緩和措置」が講じられることになった）、加工米や飼料米に対して相対的に手厚い助成がされた—これは既に前政権の下でも講じられていた政策であり、「大転換」が行われたとみることはできないが—ことなどが転作に対する農家の考え方に大きな影響を与えている。ただし、現場の農家の意識は「政策変更」に対応して変化するところまではいかず、特に生産調整に協力してこなかった農家は考えあぐねて「様子見」を決め込んでいたというのが初年度の実情ではなかっただろうか。

そこで、ここでは生産調整未達成の低湿水田地帯の農家の意識と行動を実態に即して紹

介することにしたい。2010年7月時点の状況と、それから1年間に過ぎた2011年8月の状況を比較することで農業者から政策がどのようにみえているかも明らかになるだろう。調査対象地として千葉県を取り上げたのは「生産調整の劣等生」であり<sup>1)</sup>、ここが生産調整に協力するかどうか政策の「青写真」実現の鍵を握っているからである。A市を取り上げたのは県内では生産調整の実施に熱心で、市単独でかなりの助成金を交付しており<sup>2)</sup>、政策転換の効果が確認されやすいと考えたからである。さらにA市のなかでC集落を選んだのは、A市のなかでは最も生産調整がうまくいっていない地域であり、それだけに国、市が整えた経営環境のなかでの農家の反応は1つの典型例となっていると想定したことによる。以下では農業構造変動の現状も含めて調査対象地の実態をみていくことにしたい。結論をあらかじめ示せば、①市の助成金という追い風があったとしても戸別所得補償制度は農家の行動を変えるまでには至らず、過剰作付が解消される見込みは立たないこと、②5ha以上層への農地集積は進んでいるもののその実態は後継者不在の高齢専業農家にすぎず、「構造改革」につながるような状況は展望できないこと、③政策施行して1年が過ぎ、米価の下落はかなりのダメージとなったにもかかわらず、農家は戸別所得補償制度に加入するという意識の変化はみられないこと、の3点になる。戸別所得補償制度の稲作農家の下支え機能を却下するつもりはないが、現状の推移の延長線上に、少なくともA市C集落において、農業構造を根底から改変していくような「芽」を見出すことは残念ながらできなかった。全国・全農家一律の「隔靴搔痒の政策」とは異なる、直接「患部」に働きかけるような具体的な施策が求められているように思う。問題は政策にあるのではなく、政策のメリットを受け止める主体が欠如している点にあるからである。

## 2. 農地流動化・構造再編が進展するA市

経営所得安定対策であれ戸別所得補償制度であれ、その究極の目標は農業構造改革にある。A市C集落の農家調査の結果の紹介に入る前に、A市およびC集落が含まれる旧B村の農業構造の動向をセンサスの数字を使って確認しておく。結論は、農地流動化は進んでおり、以前の政策が規模要件として示した4ha以上層は少数ながらも増加傾向にあり、構造再編はそれなりに進展しているが、新しい食料・農業・農村政策が目標とした10～20ha規模層は形成されていてもその層は非常に薄く、地域の水田を面としてカバーできるかどうかという点で懸念が残るというものである。

### (1) 増減分岐層の上昇と大規模経営の形成

第1表はA市および旧B村の経営耕地面積規模別農家（販売農家）の数の推移を示したものである。増減分岐層は1995年の3～4ha層が、2000年は4～5ha層、2005年には5～10ha層とせり上がり、小規模農家の脱落が進んでいる。一方、この脱落した農家の農地を引き受ける担い手（4ha以上層）は、A市では50戸（1990年）から116戸（2005

年)に、旧B村も14戸(1990年)から32戸(2005年)へと倍以上に増加している。ただし、販売農家全体に占める割合はA市で10%、旧B村で15%と1割程度で、新しい食料・農業・農村政策で他産業従業者並みの生涯所得を得るのに必要とされた10~20ha層になると、A市では3戸(1995年)から14戸(2005年)と急増しているものの、その数は全体の僅か1%程度でしかなく、旧B村に至っては2戸(2005年)と僅かに2戸を数えるのみである。農家の脱農・離農を背景に農地流動化は着実に進んでいるが、政策が求めるような大規模経営の形成にはなかなか繋がっていないというのが実情なのである。

第1表 A市および旧B村の経営耕地面積規模別農家数の推移(販売農家)

| A市  |      | 0.3ha未満 | 0.3-0.5 | 0.5-1.0 | 1.0-1.5 | 1.5-2.0 | 2.0-3.0 | 3.0-4.0 | 4.0-5.0 | 5.0-10.0 | 10.0-20.0 | 20.0-30.0 | 30.0-50.0 | 計    |
|-----|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|------|
| 実数  | 1990 | 7       | 239     | 550     | 458     | 334     | 286     | 85      | 33      | 17       |           |           |           | 2009 |
|     | 1995 | 5       | 191     | 474     | 349     | 283     | 250     | 103     | 36      | 26       | 3         |           |           | 1720 |
|     | 2000 | 5       | 140     | 365     | 282     | 228     | 225     | 99      | 46      | 46       | 5         |           |           | 1441 |
|     | 2005 | 4       | 107     | 263     | 214     | 200     | 187     | 97      | 46      | 56       | 12        | 2         | 0         | 1188 |
| 構成比 | 1990 | 0%      | 12%     | 27%     | 23%     | 17%     | 14%     | 4%      | 2%      | 1%       |           |           |           | 100% |
|     | 1995 | 0%      | 11%     | 28%     | 20%     | 16%     | 15%     | 6%      | 2%      | 2%       | 0%        |           |           | 100% |
|     | 2000 | 0%      | 10%     | 25%     | 20%     | 16%     | 16%     | 7%      | 3%      | 3%       | 0%        |           |           | 100% |
|     | 2005 | 0%      | 9%      | 22%     | 18%     | 17%     | 16%     | 8%      | 4%      | 5%       | 1%        | 0%        | 0%        | 100% |
| 旧B村 |      | 0.3ha未満 | 0.3-0.5 | 0.5-1.0 | 1.0-1.5 | 1.5-2.0 | 2.0-3.0 | 3.0-4.0 | 4.0-5.0 | 5.0-10.0 | 10.0-20.0 | 20.0-30.0 | 30.0-50.0 | 計    |
| 実数  | 1990 | 3       | 28      | 85      | 53      | 52      | 61      | 23      | 12      | 2        |           |           |           | 319  |
|     | 1995 | 1       | 31      | 66      | 36      | 50      | 57      | 23      | 12      | 6        | 1         | 0         | 0         | 283  |
|     | 2000 | 2       | 21      | 42      | 32      | 36      | 45      | 29      | 15      | 9        | 2         | 0         | 0         | 233  |
|     | 2005 | 2       | 22      | 33      | 33      | 33      | 34      | 23      | 15      | 15       | 2         | 0         | 0         | 212  |
| 構成比 | 1990 | 1%      | 9%      | 27%     | 17%     | 16%     | 19%     | 7%      | 4%      | 1%       |           |           |           | 100% |
|     | 1995 | 0%      | 11%     | 23%     | 13%     | 18%     | 20%     | 8%      | 4%      | 2%       | 0%        | 0%        | 0%        | 100% |
|     | 2000 | 1%      | 9%      | 18%     | 14%     | 15%     | 19%     | 12%     | 6%      | 4%       | 1%        | 0%        | 0%        | 100% |
|     | 2005 | 1%      | 10%     | 16%     | 16%     | 16%     | 16%     | 11%     | 7%      | 7%       | 1%        | 0%        | 0%        | 100% |

資料:農業センサス

## (2) 進む農地流動化—構造改革の進展か、内部崩壊の予兆か—

次に農地の利用状況を第2表でみることにしよう。A市、旧B村ともに経営耕地面積、田面積は減少傾向にある。だが、田の面積が減少しているにもかかわらず、2000年から2005年にかけて稲作付面積はA市で1,708haから1,732haへ、旧B村も397haから406haへと増加しており、稲作への回帰傾向がみられる(加工米がカウントされている可能性がある)また、二毛作を行った田は皆無に近く(旧B村は「0」)、稲以外の作物を作付けた田の面積も上下動を繰り返しながらも、田面積全体に占める割合は数パーセントでしかなく、生産調整には不熱心な土地柄があらわれている。ただし、反対に不作付けの田の面積は少なく、2005年時点でA市は3%、旧B村は僅か1%である。生産調整の問題はあるが、水稻作が不作付地発生防止に大きく寄与しているといつてよいだろう。

問題は農地流動化の状況である。田のある農家のうち水田を借りている農家の割合は増加しており、A市は23%(1990年)から39%(2005年)に上昇し、4割の農家が、旧B村も35%(1990年)から47%(2005年)へと増加し、ほぼ農家の半分が田を借りている勘定となる。田の借入面積も増加の一途を辿っており、A市は247ha(1990年)から

621ha（2005年）と2.5倍に、旧B村も56haから128ha（2005年）と2.3倍に増加、経営耕地面積に占める借入耕地面積の割合も、A市は12%（1990年）から33%（2005年）、旧B村も13%（1990年）から30%（2005年）と、いずれも3割を超えた。借入農家1戸あたりの田借入面積も、A市は0.59ha（1990年）から1.50ha（2005年）、旧B村も0.55ha（1990年）から1.38ha（2005年）と拡大している。

第2表 経営耕地の状況の推移（販売農家）

|     | 経営耕地面積 | 田面積計 | 稲作付田面積 | 二毛作田面積 | 稲以外作付田面積 | 不作付田面積 | 借入田のある農家数 | 実借入田面積 | 田のある農家数 | 水田率  | 稲作付田面積率 | 稲以外作付田面積率 | 不作付田面積率 | 田借入農家率 | 借入田面積率 | 借入農家1戸あたり田借入面積(ha) |      |
|-----|--------|------|--------|--------|----------|--------|-----------|--------|---------|------|---------|-----------|---------|--------|--------|--------------------|------|
| A市  | 1990   | 2829 | 2147   | 1910   | 0        | 155    | 82        | 417    | 247     | 1803 | 76%     | 89%       | 7%      | 4%     | 23%    | 12%                | 0.59 |
|     | 1995   | 2624 | 2042   | 1960   | 0        | 32     | 50        | 410    | 325     | 1565 | 78%     | 96%       | 2%      | 2%     | 26%    | 16%                | 0.79 |
|     | 2000   | 2497 | 1988   | 1708   | 5        | 167    | 113       | 440    | 461     | 1306 | 80%     | 86%       | 8%      | 6%     | 34%    | 23%                | 1.05 |
|     | 2005   | 2374 | 1906   | 1732   | 1        | 113    | 61        | 413    | 621     | 1053 | 80%     | 91%       | 6%      | 3%     | 39%    | 33%                | 1.50 |
| 旧B村 | 1990   | 513  | 442    | 395    | 0        | 42     | 5         | 102    | 56      | 295  | 86%     | 89%       | 10%     | 1%     | 35%    | 13%                | 0.55 |
|     | 1995   | 503  | 445    | 430    | 0        | 4      | 10        | 89     | 71      | 266  | 88%     | 97%       | 1%      | 2%     | 33%    | 16%                | 0.80 |
|     | 2000   | 486  | 439    | 397    | 0        | 28     | 14        | 91     | 99      | 223  | 90%     | 90%       | 6%      | 3%     | 41%    | 23%                | 1.09 |
|     | 2005   | 478  | 430    | 406    | 0        | 18     | 6         | 93     | 128     | 197  | 90%     | 94%       | 4%      | 1%     | 47%    | 30%                | 1.38 |

資料：農業センサス

注：水田率＝田面積/経営耕地面積

稲作付田面積率＝稲作付田面積/田面積

稲以外作付田面積率＝稲以外作付田面積/田面積

不作付田面積率＝不作付田/田面積

田借入農家率＝借入田のある農家数/田のある農家数

借入田面積率＝実借入田面積/田面積

借入農家1戸あたり田借入面積＝実借入田面積/借入田のある農家数

以上から推測されるのは、農家の脱農・離農が進んだ結果、かなりの農地が出てきており、それを余力のある農家が手分けして借り受け、その面積が徐々に拡大してきていることである。間違いなく農地の流動化は進んでおり、農家の借地拡大をもたらしているが、第1表でみたように、残念ながらそれが10ha以上層の形成に結びついていないのである。農地流動化の進展という条件を「構造改革」のために十分生かし切れていないということなのかもしれない。ただし、後で詳しくみるように、その最大の理由は政策のミスではなく、10ha以上層が形成されるだけの力が農家自体から失われてきていることにある。その意味で「自壊寸前」という見方も成り立つかもしれない<sup>3)</sup>。

### （3） 機械の過剰投資によって支えられている水田農業

この「自壊寸前」の水田農業を支えているのが農業機械である。第3表は販売農家の農業用機械の所有・利用状況の推移を示したものである。30ps以上のトラクターはA市、旧B村とも増加の一途を辿っている。A市は、63台（1990年）から292台（2005年）と約5倍に、旧B村は10台（1990年）から66台（2005年）と6倍以上に増加している。田植機は1990年以降一貫して減少傾向にあり、コンバインも1995年をピークに減少に転じているが、田のある農家の占める所有農家割合は、田植機、コンバインともに上昇し続けている。田植機については、A市は75%（1990年）から89%（2005年）、旧B村は72%（1990年）から94%（2005年）、コンバインも、A市は15%（1990年）から85%（2005年）、旧B村も65%（1990年）から87%（2005年）と9割近くの農家で導入されている。

こうした機械装備が借地拡大を支えているが、同時に機械の過剰投資をもたらしている可能性がある。採算を度外視した横並びの機械投資は、借地獲得を巡るすくみ合いの構造となって機械の利用効率を低下させて「打たれるべき出る杭」（大規模借地経営）の形成を阻み、ひいては地域農業を担うべき経営の資本蓄積を阻害することになる。この構造から脱却するためには、例えば集落営農等を組織して地域全体としての合理的な営農体制を構築していくことが考えられるが、個々の経営がこれだけ機械を導入しているとその処分が問題となって合意形成は難しい。特に、旧B村は、1995年までの数字しかないが、米麦用乾燥機の導入率が97%と高く、各自が米を乾燥して銘々に売り先を確保して独自販売をしていることが想定され、機械の投資効率という視点から複数の経営を統合しようとしても簡単には話は進まない可能性が高い。構造改革にとって必要なのはこうした状況をどうやって解きほぐすかにある。こうした現場の実情に応じた機動的な施策を講じるための予算・人員、特に人材の確保が急務なのである。

第3表 農業用機械の所有・利用状況の推移

|     |      | 実数     |         |        |      |       |        |         | 構成比    |         |        |     |       |        |
|-----|------|--------|---------|--------|------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|-----|-------|--------|
|     |      | トラクター  |         |        | 田植機  | コンバイン | 米麦用乾燥機 | 田のある農家数 | トラクター  |         |        | 田植機 | コンバイン | 米麦用乾燥機 |
|     |      | 15ps未満 | 15-30ps | 30ps以上 |      |       |        |         | 15ps未満 | 15-30ps | 30ps以上 |     |       |        |
| A市  | 1990 | 386    | 1068    | 63     | 1344 | 266   | 1301   | 1803    | 21%    | 59%     | 3%     | 75% | 15%   | 72%    |
|     | 1995 | 239    | 1205    | 135    | 1252 | 1135  | 1162   | 1565    | 15%    | 77%     | 9%     | 80% | 73%   | 74%    |
|     | 2000 | 174    | 1078    | 209    | 1077 | 1022  | 1037   | 1306    | 13%    | 83%     | 16%    | 82% | 78%   | 79%    |
|     | 2005 | 152    | 961     | 292    | 933  | 893   | —      | 1053    | 14%    | 91%     | 28%    | 89% | 85%   | —      |
| 旧B村 | 1990 | 46     | 152     | 10     | 212  | 192   | 217    | 295     | 16%    | 52%     | 3%     | 72% | 65%   | 74%    |
|     | 1995 | 21     | 172     | 23     | 204  | 193   | 215    | 266     | 8%     | 65%     | 9%     | 77% | 73%   | 81%    |
|     | 2000 | 26     | 150     | 42     | 195  | 179   | 216    | 223     | 12%    | 67%     | 19%    | 87% | 80%   | 97%    |
|     | 2005 | 19     | 143     | 66     | 185  | 172   | —      | 197     | 10%    | 73%     | 34%    | 94% | 87%   | —      |

資料：農業センサス

注：1995年までは総農家、2000年以降は販売農家、2000年までは個人所有台数、2005年は利用台数。

構成比は「田のある農家数」で除した値。

### 3. A市旧B村C集落の担い手農家の現状と今後の展望 —2010年7月の調査結果—

C集落は印旛沼湖岸に広がる平坦水田地帯であり、大規模経営が展開するだけの格好の条件に恵まれている。ヒアリング調査を行ったのはC集落の担い手と目されている農家15戸である。以下ではこの15戸の経営規模、家族の就業状況、農地借入の状況、機械装備状況、作付および販売状況、政策に対する考え方と今後の展望、の順で農家の意識と農業構造の現状を紹介したいと思う。なお、調査を実施したのは2010年7月であり、米価が大きく下落する前である点、注意していただきたい。

#### (1) 借地により4ha規模以上を実現、共済台帳との甚だしい乖離

第4表は調査農家を経営耕地面積の大きい順に並べたものである。畑での園芸作を経営

の基幹として15番農家を除いた14戸はいずれも水田を借り入れて規模拡大を実現しており、経営所得安定対策の当初の規模要件である4ha以上をクリアしている。政策に即して理解すれば、C集落には「施策の対象となる育成すべき担い手がかなりの層となって存在している」ということになる。しかしながら、新しい食料・農業・農村政策が目標として掲げた20ha規模の経営はかろうじて1番農家が該当するかどうかで、そうした大規模経営の形成は進んでいないというのもC集落の実情である。

第4表 調査農家の経営耕地面積一覧（千葉県A市C集落）

|    | 田   |     |      |      | 畑   |     |     |     | 計    | 備考                              | 単位:a |      |
|----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|------|---------------------------------|------|------|
|    | 所有地 | 貸付地 | 借入地  | 経営地  | 所有地 | 貸付地 | 借入地 | 経営地 |      |                                 | 台帳面積 | 転作面積 |
| 1  | 80  | 0   | 1200 | 1280 |     |     |     | 0   | 1280 | 田67aが公共買収にあった。                  | —    | —    |
| 2  | 180 | 0   | 650  | 830  | 3   |     |     | 3   | 833  | 畑は作付していない。                      | 310  | 112  |
| 3  | 210 | 10  | 550  | 750  | 30  |     |     | 30  | 780  |                                 | 197  | 94   |
| 4  | 350 | 0   | 350  | 700  | 30  |     |     | 30  | 730  | 畑は自家用野菜。                        | 323  | 15   |
| 5  | 200 | 0   | 400  | 600  |     |     | 3   | 3   | 603  | 畑では団地で販売する野菜を栽培。小作料無料で管理を頼まれた。  | 206  | 0    |
| 6  | 230 | 0   | 325  | 555  | 25  | 20  |     | 5   | 560  | 畑は親戚に貸し、残りを自家用野菜に利用。            | 286  | 0    |
| 7  | 150 | 0   | 400  | 550  | 10  |     |     | 10  | 560  |                                 | 273  | 0    |
| 8  | 200 | 0   | 325  | 525  | 40  | 20  | 0   | 20  | 545  | 畑20aは甘藷農家に貸付。15aは管理のみ、5aは自家用野菜。 | 209  | 0    |
| 9  | 200 | 0   | 300  | 500  | 5   |     |     | 5   | 505  | 田は33枚に分かれている。畑は自家用野菜。           | 364  | 0    |
| 10 | 280 | 0   | 160  | 440  | 40  |     |     | 40  | 480  | 畑は自家用野菜と育苗ハウス。                  | 282  | 1    |
| 11 | 260 | 0   | 180  | 440  | 10  |     |     | 10  | 450  | 畑は半分は自家用野菜。                     | 255  | 0    |
| 12 | 150 | 30  | 289  | 409  | 35  |     |     | 35  | 444  | 畑は自家用野菜に利用し、残りは手入れせず。           | 162  | 43   |
| 13 | 300 | 0   | 100  | 400  | 30  | 25  |     | 5   | 405  | 畑25aは大栄町の甘藷農家に貸付。残りは自家用野菜。      | 293  | 0    |
| 14 | 150 | 0   | 225  | 375  | 40  |     |     | 40  | 415  | 自家用野菜と果樹園(梨)に利用。                | 143  | 43   |
| 15 | 160 | 0   | 20   | 180  | 40  |     |     | 40  | 220  |                                 | —    | —    |

資料:聞き取り調査

注:「台帳面積」は水稲共済台帳の面積であり、「転作面積」はこの台帳に基づく生産調整割当面積である。「台帳面積」と「転作面積」に網掛をした農家は帳簿上、戸別所得補償制度に加入したことになる。

この表から湖岸低湿水田地帯の特徴を1点だけ指摘しておきたい。それは水田自作地面積が都府県としては相対的に大きいことである。父の代に東京から移転してきた1番農家は例外であるが、それ以外の農家は最小でも150a、最大で350aの自作地を有しており、1番を除いた平均面積は216aとなり、高度経済成長期以前であれば専業農家として自立できる規模となっている。この相対的に広大な自作地がC集落の担い手の下支えとなり（自作地地代がまるまる農業所得となる）、これだけの担い手農家を残すことにつながったのである。しかし、反対にこのことが農地市場をタイトなものとし、小作料の低下を阻み（現在でも2俵/10a、契約によっては2.5俵/10aというところも残っている）、20haを超える突出した大規模借地経営の成立を許さない方向に作用してきたのである。一方、現在の世帯主のほとんどが農閑期に建設業、水道工事業、製造業への日雇兼業やトラック運転手などの兼業との組み合わせで農業を続けてきたため、農業専業での自立を目指した本格的な規模拡大が追求されてこなかった、つまり、農家の側からみれば「そこまですらなくても農業と日雇兼業（農家の言葉では「出稼ぎ」）の組み合わせで十分生活が成

り立ってきた」という事情もある。

表でもう1つ指摘したいのは、共済台帳面積と実耕作面積との著しい乖離である。転作義務が生じるのを防ぐため借入地を相対のままにしているところに、「この地域はほとんど自然災害に遭わないので共済に入るだけ無駄」という農家の認識が加わった結果、通常であれば共済台帳で把握できる相対での借入地も把握できていない。斜線をつけた2番農家、3番農家、13番農家、15番農家は書類上、戸別所得補償制度に参加し生産調整を実施したことにはなっているが、その転作面積は実耕作面積と比べるとはるかに小さい。さらにヒアリング調査では2番農家は「自分は戸別所得補償制度に参加していない」と回答しており、本人は「転作はしていない」という意識であった。現場からあがってくる数字の裏側にはこうした実態も存在している。これは何も「特殊千葉的状况」ではなく、相対小作が多く、共済加入率が低いような地域では共通してみられる可能性のある現象かもしれない。

## (2) 内実は60歳以上の高齢者による経営、後継者確保の見通しは立たない

経営所得安定対策の規模要件をクリアした経営の労働力編成をみてみよう。調査農家の家族構成と就農状況を一覧した第5表をみると分かるように、60～70代の世帯主夫婦が農業を支えている。ただし、全員が「農業専従(A)」ではない。「農業専従(A)」は8人で、「農業が主(B)」が4人、「兼業が主(C)」が3人である。また、年間就農日数も100日を超えているのは1番農家(180日)、8番農家(150日)、10番農家(150日)の3戸だけである。C集落の水田農業を支えているのは60歳以上の高齢者であり、その彼らも周年就農するような農業経営を実現しているわけではないのである。

第5表 調査農家の家族構成と就農状況(千葉県A市C集落)

|    | 男性     |       |         |         |       |      | 女性        |           |       |             |       |       |
|----|--------|-------|---------|---------|-------|------|-----------|-----------|-------|-------------|-------|-------|
|    | 60-    | 50-59 | 40-49   | 30-39   | 20-29 | -20  | 60-       | 50-59     | 40-49 | 30-39       | 20-29 | -20   |
| 1  | 67A180 |       |         | 38C10   |       | 7E   | 61A180    |           |       |             |       | 0E    |
| 2  | 67B90  |       | (42B90) |         |       | (3E) | 63C90 88E |           |       | (E)         |       | 17E   |
| 3  | 70A60  |       | 45C15   |         |       |      | 69A60     |           | 40E   |             |       |       |
| 4  | 61A    |       |         | 36D     |       |      | 61B 86E   |           |       |             |       |       |
| 5  | 72A60  |       |         | (38C10) |       |      | 68A60     |           |       |             |       |       |
| 6  | 62A    |       |         | 35D     |       |      | 61C60 89  |           |       | 32D         |       |       |
| 7  | 60C40  |       |         |         | 29D   |      |           | 56A30 85E |       |             |       |       |
| 8  | 64B150 |       |         | 34D     |       |      | 55C15     |           |       |             |       |       |
| 9  | 69B90  |       | 42C14   |         |       |      | 68D       |           |       |             |       |       |
| 10 | 72A150 |       | 43C10   |         |       |      | 72A150    |           |       |             |       |       |
| 11 | 70A90  |       | (46C5)  |         |       |      | 70A90 95E |           |       |             |       |       |
| 12 | 67C40  |       |         |         |       |      | 64D       |           |       | 34C15 31C15 |       |       |
| 13 | 66C60  |       |         | (36D)   |       |      | 61C30     |           |       | (E)         |       | (E E) |
| 14 | 63B60  |       |         | (36D)   |       | (1E) | 61A60 88E |           |       | (36E)       |       | (3E)  |
| 15 | 70A    |       | 43C30   |         |       | 15E  | 68A       |           | 44D   |             |       | 13E   |

資料:聞き取り調査

- 注1) A～Eは就業状況を示しており、Aは農業専従、Bは農業が主、Cは兼業が主、Dは農外兼業のみ、  
 2) Eは家事、育児、就学中、隠居などである。  
 3) アルファベットの左側の数字が年齢、右側の数字は年間就農日数である。  
 4) 例えば「67A180」とある場合、この人は「67歳の農業専従者で年間180日農業に就農している」ということになる。  
 5) ( )で括られている人は他出している世帯員である。

一方の農業後継者だが、30～40代の後継者の大半が「兼業が主（C）」（7人）または「農外のみ（D）」（6人）となっており、「農業専従（A）」は1人もいない。唯一、2番農家の後継者が「農業が主（B）」となっているだけである。また、「(30C15)」のようにカッコで括られている者は別居後継者を意味するが、これが5人もいる点も注目される。都市近郊に位置しながら、3分の2の農家が家としての存続が危ぶまれている。このままの事態で推移すれば、水田を耕す者はもちろん、C集落の構成員そのものが櫛の歯が抜けるように欠けていきかねない。もっとも、14番農家以外はA市内あるいは千葉県内に居住しており、5人中3人までが農業を手伝っている点は明るい材料ではある。しかし、年間就農日数をみると、最大は2番農家の90日、次が最も経営面積の小さい15番農家の30日となっており、それ以外の農家は軒並み10日前後で、田植えと稲刈の時期の文字通りの「手伝い」の域を出るものではない。トータルとしてみればC集落の担い手15戸の後継者層はほぼ完全に農業から離脱しているといつてよい。すなわち、現在の世帯主の世代がリタイアしてしまえば、統計上、構造再編が進展しているC集落から農地の受け手がなくなってしまうということである。そして、それまでに残されている時間は、速くて5年、遅くても10年なのである。

第6表 農外就業状況（千葉県A市C集落）

|    | 続柄     | 年齢 | 年間就農日数 | 所在地 | 雇用形態 | 備考                        |
|----|--------|----|--------|-----|------|---------------------------|
| 1  | 長男     | 38 | 10     | 市内  | 常雇   | 消防署                       |
| 2  | 妻      | 63 | 90     | 市内  | パート  | 航空会社の社員食堂に月20日            |
|    | (長男)   | 42 | 90     | 市内  | 常雇   | 世帯主と一緒に建設業                |
| 3  | 長男     | 45 | 15     | 市内  | 常雇   | 機内食を納める会社に勤務              |
| 4  | 妻      | 61 | —      | 市内  | パート  | 親戚の会計事務所に20年前から冬期勤務       |
|    | 長男     | 36 | 0      | 市外  | 常雇   | 会社員                       |
| 5  | (長男)   | 38 | 10     | 市外  | 公務員  | 地方公務員                     |
| 6  | 妻      | 61 | 60     | 市内  | 常雇   | 親戚のうなぎ屋に20年前から農閑期に勤務      |
|    | 長男     | 35 | 0      | 市内  | 常雇   | 航空警備会社                    |
|    | 長女     | 32 | 0      | 市外  | 常雇   | 会社員                       |
| 7  | 世帯主    | 60 | 40     | 市内  | 契約社員 | 空港に勤めて20年(勤務時間は変則)        |
|    | 長男     | 29 | 0      | 柏市  | 常雇   | 会社勤め                      |
| 8  | 世帯主    | 64 | 150    | 市内  | 常雇   | 米穀燃料商に勤めて40年(冬期中心に100日/年) |
|    | 妻      | 55 | 15     | 市内  | 常雇   | 機内食製造(ケータリング)に勤務          |
|    | 長男     | 34 | たまた    | 市内  | 常雇   | 空港に勤務                     |
| 9  | 世帯主    | 69 | 90     | 市内  |      | 近所の造園業                    |
|    | 妻      | 68 | 0      | 市内  | 常雇   | うなぎ屋                      |
|    | 長男     | 42 | 14     | 市内  | 自営業  | 塗装事業(母の実家の自営業)            |
| 10 | 次男     | 43 | 10     | 市内  | 常雇   | 空港でメンテナンス業務               |
| 11 | (長男)   | 46 | 5      | 市内  | 常雇   | 航空会社                      |
| 12 | 世帯主    | 67 | 30～40  | 市内  | 日雇   | 土木建設業(年間約150日勤務)          |
|    | 妻      | 64 | 0      | 市内  | 常雇   | 販売員                       |
|    | 長女     | 34 | 15     |     |      | アルバイト                     |
|    | 次女     | 31 | 15     |     |      | コンピュータプログラマー              |
| 13 | 世帯主    | 66 | 60     | 市内  | 自営業  | 電気工事業自営                   |
|    | 妻      | 61 | 30     | 市内  | パート  | ゴルフ場                      |
|    | (長男)   | 36 | 0      | 市外  | 常雇   | 消防署                       |
| 14 | 世帯主    | 63 | 60     | 市内  | 手伝   | 近所の造園業(5月と10月以外)          |
|    | (長女の婿) | 36 | 0      | 県外  | 公務員  | 国家公務員(転勤族)                |
| 15 | 長男     | 43 | 30     | 市外  | 公務員  | 地方公務員                     |

資料: 聞き取り調査

注: 続柄で網掛をしてある世帯員は家のあとつぎ予定者である。

調査農家の農外就業状況の詳細を一覧した第6表はこの予想を裏づけてくれる。後継者の大半は比較的安定した勤務先を確保しており、農業専従になる可能性があるとするれば、建設業自営の2番農家の後継者と塗装業自営の9番農家の後継者の2人しかいない。だが、彼らは世帯主の世代と同じく、「自営兼業+米」というかたちで1年間の働き方を確立し、それなりに生活も安定しており、農外兼業をやめるというリスクを負ってまで農業専従に切り替わる可能性は非常に乏しいというのがヒアリング調査時の印象である。農地流動化は進み、担い手の規模拡大も進んだが、残念ながら「兼業稲作構造」の脱却は果たせず、現在の趨勢の延長線上に展望が拓けているわけでもないのである。

### (3) 相対・親戚間での貸借が未だに主流を占め、小作料も高止まり

担い手農家の高齢化は進み、後継者の確保もままならない現状だが、農地市場自体は必ずしも「借り手市場」となっていない。

最初に一般的な農地市場に対する筆者の認識を示しておこう。農地は一旦荒らしてしまうと借り手を見つけるのが難しいため、アパート・マンションあるいは宅地のように「For Rent」の看板をぶら下げて待つわけにはいかない。農地市場はそうしたタイプの市場ではない。耕せなくなったらすぐに借り手を見つけなければならず、そのためどうしても人間関係（親戚関係）が貸借に反映されやすく、あるいは隣の田を耕している人—1年を通じれば農作業で何回か顔を合わせているし、「耕しぶり」もお互いに熟知している—に頼むことになる。また、「いざとなった時に返してもらおう」ために親戚が第一候補となりやすく、耕作権がつくのを嫌って「相対」貸付が選ばれることになるのである。一方、借り手の側も「農地を貸してください」という営業活動をしなくてもすぐに農地は集まらないため、「耕しぶり」をよくして地元での評判を高めながら、「耕してください」と頼まれるのを待つことになる。小作料はこれまでの相場が引き継がれることが多く、どうしても小作料は高止まりする傾向にある<sup>4)</sup>。このことを頭に入れて第7表をみることにしよう。

第7表で最初に目につくのは「○」の数の多さ、すなわち、親戚関係での貸し借りの多さである。この点が判明している30件のうち半分の15件が親戚関係での貸し借りである。農地流動化がこれだけ進んでいるにもかかわらず半分以上が親戚関係というのは、まだ人間関係が農地の貸し借りに相当の影響を及ぼしていることを意味する。2番目のポイントはまだ農地は集落内で動いているという点である。この点が判明している34件のうち、地主が集落内であるケースは22件と3分の2を占める。これは「頼まれた農地を引き受けてきた結果としての規模拡大」であることを反映している。C集落は親戚関係・集落内という枠組みの中で農地が動いていると考えられる。

もう1つ重要なのは借地のほとんどが「相対」である点である。この点が判明している44件のうち、「利用権」が設定されているのは僅か2件にすぎず、実に42件までが「相対」である。これは「耕作権がつくことを嫌う」地主の意向と「正式に利用権を設定すると生産調整が割り当てられてしまうことを嫌う」耕作者の意向とが合致した結果である。これは第4表でみたような実耕作面積と農業共済台帳との乖離という問題に繋がる。

第7表 調査農家の農地貸借一覧表（千葉県A市C集落）

単位:a

| 貸借 | 地目 | 面積  | 発生年次 | 契約の種類 | 集落内外 | 親戚 | 小作料  | 貸借に至った経緯とプロセス                    |
|----|----|-----|------|-------|------|----|------|----------------------------------|
| 2  | 借田 | 120 |      | 相対    | 内    |    | 2俵   | 後継者がいない相手から頼まれた                  |
|    | 借田 | 50  |      | 相対    | 内    |    | 2俵   | 後継者がいない相手から頼まれた                  |
|    | 借田 | 102 | 2000 | 相対    | 外    |    | 2俵   | 農地を買ったので作ってくれないかと頼まれた            |
|    | 借田 | 20  |      | 相対    | 内    |    | 2俵   | 後継者がいない相手から頼まれた                  |
|    | 借田 | 30  |      | 相対    | 内    |    | 2俵   | 後継者がいない相手から頼まれた                  |
| 3  | 借田 | 250 | 2003 | 相対    | 外    |    | 2俵   | 相手が病気になって耕してくれと頼まれた              |
|    | 借田 | 150 | 2004 | 相対    |      |    | 2俵   | JAから耕してくれないかと頼まれた                |
|    | 借田 | 130 |      | 相対    |      |    | 2俵   | 機械の試運転のためにJA青年部が借りた土地がそのまま借地になった |
|    | 借田 | 100 |      | 相対    |      |    | 2俵   |                                  |
|    | 借田 | 20  |      |       |      |    |      |                                  |
|    | 借田 | 20  |      |       |      |    |      |                                  |
|    | 借田 | 18  |      |       |      |    |      |                                  |
| 4  | 借田 | 100 | かなり前 | 相対    |      | ○  | 2俵   | 土地改良事業で田が大きくなり機械がないため耕作を頼まれた     |
|    | 借田 | 100 | 2005 | 相対    |      | ○  | 2俵   | 相手のご主人が亡くなって直接頼まれた               |
|    | 借田 | 60  |      | 相対    |      | ○  | 2俵   | 相手が高齢のため頼まれた                     |
|    | 借田 |     |      | 相対    |      | ○  | 2俵   | 機械更新ができなくて頼まれた                   |
|    | 借田 |     |      | 相対    |      | ○  | 2俵   | 相手が高齢のため頼まれた                     |
| 5  | 借田 | 30  | 1980 |       | 外    | ×  |      | 地主は横浜に転出した不在地主                   |
|    | 借田 | 20  | 2000 | 相対    | 内    | ×  |      | 農地を借りていた人が耕せなくなって頼まれた            |
|    | 借田 | 100 | 2000 | 相対    | 外    | ○  |      | 相手がレストラン経営を始めて作れなくなって頼まれた        |
|    | 借田 | 160 | 2004 | 相対    | 外    | ○  | 2俵   | 相手のご主人が亡くなって耕せなくなった              |
|    | 借田 | 40  | 2004 | 相対    | 外    | ○  | 2俵   | 農地を借りていた人が亡くなって引き受けることになった       |
|    | 借田 | 20  | 2005 | 相対    | 外    | ×  |      | 農地を借りていた人が耕せなくなって頼まれた            |
|    | 借田 | 50  | 2007 | 相対    | 外    | ×  | 2俵   | 売れない米を作っていた友人から借りた               |
| 6  | 借田 | 68  | 1970 | 相対    | 内    | ○  | 2俵   | 父の代から借りている                       |
|    | 借田 | 10  | 1970 | 相対    | 内    | ○  | 2俵   | かつて苗代田として借りていたところを借りている          |
|    | 借田 | 30  | 1980 | 相対    | 内    | ○  | 2俵   | 農機具屋をしていて農業ができない(父の代から借りている)     |
|    | 借田 | 20  | 1980 | 相対    | 内    | ○  | 2俵   | 父の代から借りている                       |
|    | 借田 | 6   | 1980 | 相対    | 内    | ×  | 2俵   | 隣の田を相手が耕せなくなって借りた(条件が悪く生質になっている) |
|    | 借田 | 180 | 1995 | 相対    | 内    | ○  | 2俵   | 相手のご主人が腰痛で全作業委託となり、その翌年から借地となる   |
|    | 借田 | 60  | 1990 | 利用権   |      | ×  |      | 近所の勤め人から父の代から借りている               |
| 7  | 借田 | 50  | 1995 | 利用権   |      | ○  |      | 相手が勤め(教員)のため耕すことができず頼まれた         |
|    | 借田 | 150 | 1999 | 相対    |      | ○  |      | 少しずつ面積が増え最後は全面積を借りることになった(高齢のため) |
|    | 借田 | 50  | 2000 | 相対    |      | ×  |      | 20~30年前から30a借りていたのが増えて50aの借地となった |
|    | 借田 | 100 | 2005 | 相対    |      | ○  | 2俵   | 相手が耕作ができなくなって頼まれた                |
| 8  | 借田 | 50  | 1995 |       |      | ○  |      | 相手が耕作できなくなって頼まれた                 |
|    | 借田 | 130 | 1995 |       |      | ○  |      | 農地を借りていた人が耕せなくなって頼まれた            |
|    | 借田 | 145 | 2005 |       |      | ○  |      | 3戸共同で借りている                       |
| 9  | 借田 | 150 | 2003 | 相対    | 外    | ○  | 2俵   | 相手の父親が亡くなり、耕せなくなって頼まれた           |
|    | 借田 | 80  | 2003 | 相対    | 外    | ×  | 2俵   | こちらの仕事ぶりを見た相手から頼まれた              |
|    | 借田 | 40  | 2007 | 相対    | 外    | ×  | 2俵   | 隣の田で、相手が病気で耕せなくなって頼まれた           |
|    | 借田 | 30  |      | 相対    | 内    | ○  | 2俵   | 畑を田にしたところ                        |
| 10 | 借田 | 40  | 2006 | 相対    | 外    | ○  | 2俵   | 相手のご主人が急死して耕せなくなって頼まれた           |
|    | 借田 | 50  | 2007 | 相対    |      | ○  | 2俵   | 相手のご主人が急死して耕せなくなって頼まれた           |
|    | 借田 | 70  |      | 相対    |      | ○  | 2俵   | 田植や機械作業を請け負っていたら借りることになった        |
| 11 | 借田 | 90  | 2000 |       |      | ○  |      | 相手のご主人が亡くなったため                   |
|    | 借田 | 90  | 2003 |       | 内    | ○  |      | 80歳を過ぎて高齢のため耕せなくなった              |
| 12 | 借田 | 105 | 1995 | 相対    | 内    | ○  | 2俵   | 相手のご主人が亡くなったため(9番農家と分けあって耕作)     |
|    | 借田 | 154 | 1995 | 相対    | 内    | ○  | 2俵   | 叔父さんが病気で耕せなくなって頼まれた              |
|    | 借田 | 30  | 2007 | 相対    |      | ×  | 2俵   | 1番農家から回ってきた                      |
| 13 | 借田 | 100 | 1980 | 相対    | 内    | ○  | 2俵   | 隣の親戚がうなぎ屋さんを始めて耕せなくなって借りた        |
| 14 | 借田 | 50  | 2000 | 相対    | 内    | ○  | 2.5俵 | 相手が耕せなくなって頼まれた                   |
|    | 借田 | 20  | 2010 |       | 内    | ×  |      | 1番農家の紹介で借りることになった                |
|    | 借田 | 60  | 2010 |       | 内    | ×  |      | 1番農家の紹介で借りることになった                |
|    | 借田 | 27  | 2010 |       | 内    | ×  |      | 1番農家の紹介で借りることになった                |
| 15 | 借田 | 68  | 2010 |       | 内    | ×  |      | 1番農家の紹介で借りることになった                |
| 15 | 借田 | 20  |      | 相対    | 内    | ×  | 2俵   | 隣の田・相手が勤めで農業ができないため頼まれた          |

資料:聞き取り調査

- 注1) 5番農家の160aの借地の小作料は半分は現金で支払っている。  
 2) 5番農家の30aの借地の小作料は農協を通じた振り込みになっている。  
 3) 7番農家の150aの借地のうち60aは10年契約の利用権が設定されている。  
 4) 7番農家の50aの利用権設定、60aの利用権設定はともに10年契約である。  
 5) 小作料は10aあたりである。

小作料は1件を除いて10aあたり2俵となっている。この水準は標準小作料よりもかなり高い（旧B村の標準小作料は2008年21,700円/10a，2009年18,900円/10a）。過去の高い小作料を十分に下げ切れていないためである。ただし，C集落では担い手農家が集まって相談して小作料を提示する取り組みが行われており，2俵はその交渉の結果である。これでも引き下げられた「その意味で標準小作料制度は機能していないとみることもでき14番農家の借地に2.5俵という小作料があるが，それは「母の実家なので小作料を下げるができない」という特殊な事情を反映した結果である。

ここで注目される動きは1番農家と14番農家との関係である。1番農家が借りていた175aの水田が2010年に14番農家に引き渡されている。加齢のため体力に衰えを感じ始めた1番農家が，定年退職して本格的に農業を始めた14番農家は63歳と相対的に若く，経営規模もそれほど大きくはないので今後拡大余地は大きいと判断したことによる。だが，14番農家も「規模拡大してもあと2ha」としており（後に出てくる農家の意向を参照），期待の大きな定年就農者へのリレーではあるが，これがC集落の本格的な農業構造改革に繋がるとは残念ながら考えにくい。

#### （４） 高齢者農業を可能にする充実した機械装備

第8表は調査農家の機械の所有状況を一覽したもののだが，表から分かるように，30ps以上のトラクター，6条乗用田植機，4条刈コンバインというのが標準的な機械装備である。他地域の大規模借地経営の多くが50ps以上，場合によっては100ps近くのトラクターを導入していることと比較すると，そうした経営が出てくる可能性は低い。確かに1番農家，3番農家，4番農家の3戸は50ps以上のトラクターを導入しているが，いずれもこれ以上の規模拡大は計画していない。ともかく，調査農家全体としては現行の機械装備で10～12haの水稲作は無理なく可能であり，それが高齢農家を農地の受け皿とすると同時に，農閑期の「出稼ぎ」兼業を容易なものとしてきたのである。ただし，個々の経済主体としてみれば合理的な機械投資かもしれないが，地域全体としてみると過剰投資になっており，結果として地域農業トータルとしてのコストダウンは果たせてないと考えられることができる。

また，乾燥機の装備が充実している点もヤミ米流出地帯の特徴を示すものとして注目される。農協に出さず集荷業者や米屋，食堂などにまとめて卸したり，個人のお客さんに宅配などで独自販売したりするためには自前で乾燥調製を行うことが必須だからである。籾摺機もほとんどが5インチのものが備えられている。

こうした地域全体としての過剰投資を抑えながら，少数の担い手に農地を集積し，その資本装備を充実させていくことができるかどうか。C集落では将来の担い手不足を問題視しており，そのため集落営農の設立を検討しているが，その障害となるのが機械施設の処分である。全量農協販売の地域は耕作工程に関わる機械の処分だけで済むので比較的話は進めやすいのだが，ここは，各農家が独自に米の販売先を確保して利益をあげる構造となっているため，そうした収益源を全て吐き出させて1つにまとめるという複雑な「解きほ

ぐし」が不可欠で、そのハードルは非常に高く、実際には困難である。

第8表 調査農家の機械の所有状況（千葉県A市C集落）

|    | 農業用機械          |     |       |           |      | その他・備考           |
|----|----------------|-----|-------|-----------|------|------------------|
|    | トラクター          | 田植機 | コンバイン | 乾燥機       | 籾摺機  |                  |
| 1  | 50ps 60ps      | 4条  | 4条刈   | 45石 32石×2 | 5インチ |                  |
| 2  | 32ps 34ps      | 6条  | 4条刈   | 34石×2     | 5インチ | 育苗ハウス2.5間×20間を3棟 |
| 3  | 60ps 31ps      | 6条  | 5条刈   | 32石×4     | 5インチ |                  |
| 4  | 50ps           | 6条  | 4条刈   | 40石 45石   | 5インチ |                  |
| 5  | 32ps 26ps      | 6条  | 3条刈   | 32石 26石   | 5インチ |                  |
| 6  | 33ps           | 6条  | 4条刈   | 33石 36石   | 5インチ |                  |
| 7  | 37ps           | 6条  | 4条刈   | 40石 37石   | 5インチ |                  |
| 8  | 42ps 26ps      | 7条  | 4条刈   | 42石×2     | 5インチ |                  |
| 9  | 46ps 26ps 26ps | 6条  | 4条刈   | 45石 36石   | 5インチ |                  |
| 10 | 32ps           | 6条  | 4条刈   | 32石×2     | 5インチ |                  |
| 11 | 32ps           | 6条  | 4条刈   | 32石×2     | 5インチ |                  |
| 12 | 30ps           | 6条  | 3条刈   | 35石 28石   | 4インチ |                  |
| 13 | 37ps 31ps      | 6条  | 4条刈   | 46石 43石   | 5インチ |                  |
| 14 | 33ps 33ps      | 6条  | 3条刈   | 33石 26石   | 4インチ | 育苗ハウス1棟          |
| 15 | 20ps 25ps      | 5条  | 2条刈   | 35石       | 4インチ | ビニルハウス3間×15間を5棟  |

資料：聞き取り調査

（5） 作付の主力はこしひかり，JA以外の業者・米屋・食堂へまとめて販売

調査農家の作付状況と販売金額等を一覧したのが第9表である。

水稻の主力はコシヒカリで、これにふさおとめ、ふさこがね、アキタコマチの早生品種が加わり、一部の農家はもち米も栽培しているという状況である。千葉県産米は早場米の典型で、「早く刈って米の相場が崩れる前に売り抜ける」という性格を有しており、これが農家の系統外への大量販売と関係している。

「販売先／販売方法」をみると、精米して個人に少しずつ販売している農家もいるが、それ以上に県内あるいは隣県の茨城県の業者にまとめて販売しているケースが多い。米を長期間保存できるような倉庫を持っていないこともあり、「収穫したらすぐに乾かして売って現金に換えてしまう」というのが農家の行動パターンなのである。出来秋に現金をもった業者が庭先まできて買い取っていつてしまうため、最終的に米不足となって価格が暴騰した時にはほとんど在庫がなく、儲けそこなうこともあるが、それは問題とされていないようであった。また、印旛沼湖岸に立地している地元のうなぎ屋への精米販売が行われている。

焦点の販売価格だが、ヒアリングの精度が低く、JAへの販売価格もまちまちで、残念ながら正確な実態は把握できなかったと言わざるを得ない。業者は、通常、JAの「概算金」を指値としてそれにおおよそ1,000円を上乗せするくらいの勘定で買いに入っているため、2009年産米のコシヒカリの「概算金」は市の上乗せ助成があつて12,500円／俵だったことから系統外への販売は13,500円／俵だったと考えられる。系統外に販売していたとしても高値で売り抜けているわけではなく、JAが示す「概算金」と連動した取引となっている。

第9表 調査農家の作付状況と販売方法・販売金額等（千葉県A市C集落）

単位:a

|            | 作物品種等      | 作付面積      | 反収      | 販売先/販売方法   | 販売金額                                      |
|------------|------------|-----------|---------|--|---|
| 1          | コシヒカリ      | 840       |         | 弁当屋さんへ数十俵単位で販売。自分でも精米後、近所のうなぎ屋や食堂へ販売               |   |
|            | ふさおとめもち    | 360<br>60 |         |  |   |
| 2          | コシヒカリ      | 770       | 8俵      | 印西市と東庄町に販売   | JAは13000~15000円(東庄町は300~500円/俵高く買い取り)     |
|            | もち米        | 60        | 8俵      | 印西市の米屋に販売、近所にも半分販売する                               | 年による                                      |
|            | 管理転作       | 26        |         |  |   |
| 3          | コシヒカリ      | 550       | 8~8.5表  | 縁故米100俵、精米で販売。残りをJA出荷                              |   |
|            | ふさおとめ      | 100       | 9俵      | JAへ出荷  |   |
|            | ふさこがね      | 100       | 9俵      | JAへ出荷  |   |
|            | もち米        | 10        |         |  |   |
| 4          | コシヒカリ      | 500       | 8.5俵    | JAにも出荷   |   |
|            | ふさおとめ      | 150       | 10俵以上   | JAに出荷(主食用米)  |   |
|            | こがねもち      | 50        |         | 自分でモチにして販売   |   |
| 5          | コシヒカリ      | 430       | 8.5~9俵  | 「ていねい米」(登録商品)をスーパーで販売。個人に玄米で70俵販売。JAには付き合いで170俵出荷。 | スーパーでの販売価格は1500~1700円/5kg、個人へは14000円/俵で販売 |
|            | ふさこがね      | 140       |         |  |   |
|            | もち米        | 30        |         |  |   |
| 6          | コシヒカリ      | 555       | 8.5~9俵  | 茨城の業者へ100俵(集荷にくる)、奥さんの勤めるうなぎ屋に精米販売                 | うなぎ屋へは17000円、店頭で2000円/5kgでも販売             |
| 7          | コシヒカリ      | 450       | 8.5俵    | 玄米のまま1番農家に販売委託、JAには少しだけ出荷                          | JAの価格と同じ                                  |
|            | ふさおとめ      | 100       | 9.5~10俵 | 印西市の肥料業者に肥料代として持って行ってもらう                           | コシヒカリより少し安い                               |
| 8          | コシヒカリ      | 445       | 8.5俵    | 茨城の業者に8割、自分の勤め先に2割販売                               |   |
|            | ふさおとめ      | 80        |         |  |   |
| 9          | コシヒカリ      | 500       | 9~10俵   | 県内の1業者とJAへ販売(割合は7:3)。個人へ60俵ほど玄米販売も行っている。           | 業者13500円、JAは15000円、個人販売(玄米)16000円         |
| 10         | コシヒカリ      | 340       | 8俵      | 業者に玄米で販売。姉の勤める柏市の中華料理店に10年前から50~60俵販売。             | 8月末のJAの価格が基準 玄米13000円、精米15000円            |
|            | アキタコマチ     | 100       | 9俵      |  |   |
| 11         | コシヒカリ      | 350       | 8~8.5表  | 1つの業者に販売(集荷にくる)                                    | 12000~13000円                              |
|            | アキタコマチ     | 90        |         | 1つの業者に販売(集荷にくる)                                    |   |
| 12         | コシヒカリ      | 289       | 8~8.5表  | JAと業者(700~800俵)に出荷。他に毎月3俵ずつ知人に販売。                  | JAは12500円、業者は13500円                       |
|            | ふさおとめ      | 120       | 9~10俵   | 減反分(38~39俵)を加工米として出荷した残りをJAに出荷                     |   |
| 13         | コシヒカリ      | 300       | 9俵      | 印西市と茨城県内の2つの業者へ販売(集荷にくる)                           | 業者によって異なるが13000円ほど                        |
|            | ふさこがね      | 100       | 10俵     |  |   |
| 14         | コシヒカリ      | 315       | 8俵      | 1番農家を通じて7割を販売(10年ほど前から)、JAが3割                      | 1番農家に売るのがやや高い                             |
|            | ふさおとめ      | 60        | 今年初     |  |   |
| 15         | コシヒカリ      | 160       | 7.5~8俵  | 団地で販売(残りはJA)。30俵以上から集荷にくる。                         |   |
|            | もち米        | 20        | 7.5~8俵  | 正月用のもちにして団地で販売                                     |   |
|            | ハウストマト     | 45坪       |         | 団地で定期的に販売  |   |
|            | ハウスキュウリ    | 30坪       |         | 団地で定期的に販売  |   |
|            | ハウスナス      | 45坪       |         | 団地で定期的に販売  |   |
|            | ハウスインゲン    | 10坪       |         | 団地で定期的に販売  |   |
|            | カリフラワー(露地) | 25        |         | 団地で定期的に販売  |   |
|            | キャバツ(露地)   |           |         |  |   |
| レタス(露地)    |            |           |         |  |   |
| ブロッコリー(露地) |            |           |         |  |   |
| サトイモ(露地)   |            |           |         |  |   |
| トウモロコシ(露地) |            |           |         |  |   |
| エダマメ(露地)   |            |           |         |  |   |

資料:聞き取り調査

(6) 転作のメリットなしとする強気の農家だが今後の規模拡大は見込めない

政策に対する考え方と今後の展望を一覧した第10表をみていただきたい。

生産調整や戸別所得補償制度に対してだが、回答の得られた14戸のうち11戸までが参加していない。その理由は「転作する気はない」「加工米が安い」「1万5千円を貰っても全くメリットがない」「転作をされていては飯が食えなくなってしまう」「生産調整をされていては機械代が払えない」「転作したくないので戸別所得補償制度には参加しない。1万5千円ではメリットがない」「1万5千円貰っても転作したくない」「生産調整をして

第10表 調査農家の政策に対する意見・今後の意向等（千葉県A市C集落）

|    | 生産調整・戸別所得補償事業について  | 水稲共済の掛け方について   | 今後の経営について   |
|----|--|--|---|
| 1  | 転作がついてくるので利用権は設定したくない。相対で借りている。転作する気はない。                                       | 共済は農家のためになっっていない。これまで共済を買ったことがあるのは悪書のみ1回だけ。                          | あとも年経ったらどうなるか。米づくりがなくなってしまう。米づくりをどう残していくかか最大の課題。15haから面積を減らしてきた。                        |
| 2  | 戸別所得補償事業に申請しなかった。加工米は価格が安い。農業委員会を通して農地を借りると転作がついてくるので相対で借りている。                 | 相対借地共済は共済は地主の名義は地主のままで。全面積に共済を掛けているわけではない。                           | 10年前から規模は変わっていない。10haまでなら何とかなるだろう。秋作業が大変。収穫が遅れると米の品質が下がる。                               |
| 3  | 対応。自作地2haに転作配分がくる。   | 自作地には自分で共済を掛けている。  | 頼まれても規模は大はしない。子供も勤め先が東京なので農業をすることはないだろう。  |
| 4  | 戸別所得補償事業には申請しない。生産調整は青刈と他用途米で6～7年前まで対応していた。生産調整をすると収入が減る。                      | 相対で借りている農地についても共済を掛けている。   | 子供は学校を卒業してからずっと勤めており、将来農業をすることはしない。   |
| 5  | かつては転作に協力していたが、これでは飯が食べないのでやめた。15000円貰っても全くリットがない。ここは畑田なので米以外が作れない。大豆は無理。      | 自作地には自分で共済を掛けているが、借地は地主次第である。出来か悪い時は運が悪かったと諦める。米が獲れなくても2畝/反の小作料を支払う。 | 以前は9haまで規模は大したが、身体を壊して6haまで減らした。母ちゃんが言うことを聞いてくれなければ父ちゃんだけが頑張っても農業はできない。歳をとるとそのことを強く感じる。 |
| 6  | 今から20年くらい前に転作はしたことがあるが転作をしていては飯が食べなくなってしまう。転作は年取2～3割減と同じこと。                    | 借地については共済は掛けていない。この辺りは冷害でも7畝以上獲れるので大丈夫。自作地だけしか掛けない。                  | 子供はシフト制勤務のため不規則で農業は休みの日に手伝う程度。機械があっても農業はできないだろう。  |
| 7  | 生産調整は20年前にやめた。青刈で対応、生産調整している機械が払えない。3割減反は大変。17000円/俵を保障してくれれば協力はする。加工米も安い。     | 地主が共済に加入していた田はそのまま共済加入。地主が掛け金を支払い、後でその金額をこちらが地主に支払う。                 | もう歳なので規模は大は考えていない。子供は学校を卒業してからずっと同じところを勤めており、たまたま手伝う程度で農業はしないだろう。                       |
| 8  | 転作をしたくないので戸別所得補償事業には参加しない。15000円ではリットがない。利用権設定すると転作面積が増えるので相対で借りている。           | 借地については共済は掛けているが、借地には掛けない。   | 10haくらいまであれば何とかできないことはないだろう。子供は2人とも春と秋に手伝う程度で農業はしないのではないかとみている。                         |
| 9  | 転作はしたことがない。転作をして小作料を払うのだったら農地を借りない方がいい。  | 自作地には自分で共済を掛けている。借地は地主任せ。共済を掛けるかどうかは地主次第。                            | 7haまでならコンシカリ日本で何とかできる。10haになると早稲を入れないと難しい。また拡大できるが15haになると1人ではできない。                     |
| 10 | 戸別所得補償事業には申請しない。15000円貰っても転作したくない。転作したこともあったがリットは全くなかった。                       | 借地に共済は掛けているが、最近災害は起きていない。共済を掛けるのは馬鹿馬鹿しい。刈りが感じられない。へり防除を頼む人も大きく減っている。 | これ以上規模は大はしない。子供は仕事が大忙し。現在の規模を維持することはできないだろう。  |
| 11 | 生産調整をして内米を出しても安いのでやめた。3割減反は大きな減収。減反しなくてもこの辺りは消費地に近く、12000～13000円で買ってくれる業者がいる。  | 相対借地でも共済を掛けている。  | あと10年か、自分たちの世代の後は本当に人がいない。子供は朝番や運番があり、こちらを優先しなくてはならないので農業をするのは難しい。                      |
| 12 | 転作はすつとしていない。理事なので戸別所得補償事業に加入した。今年から加工米を出す。                                     | 相対借地でも共済を掛けている。  | このままでは後継者は育たない。農地をまとめておけば多少は運かもしれない。共同で機械を入れたいが莫大な投資が必要になる。                             |
| 13 | 10年前に転作をやめた。リットが全くない。戸別所得補償事業に入らなくても13000円/俵で売れると予想している。米粉は販売先の確保ができない。加工米は安い。 | 借地にもこちらで共済を掛けている。最近共済から支払いを受けたい。強制でなければ共済には入らない。                     | 子供には出来れば家に戻って来て田を守ってくれればありがたいとは思っている。家の農業を手伝いに来るのはたまたまでしかない。                            |
| 14 | ずっと転作はしていないが戸別所得補償事業に参加。加工米で対応。条件の悪い借地で栽培する。今年からは13000円/俵を切るのではない。             | 自作地には共済を掛けているが、借地には掛けない。   | まだ規模は大できる。あと2haくらいは大丈夫。集落普農をつくるのであれば参加できればと思う。退職後に農業をしてもよいという同世代の人が集落外には何人かいる。          |
| 15 |  |  | 農地を借りて規模は大はしない。子供は定年後は農業をする。既に春秋作業は任せている。   |

資料：聞き取り調査

JAに米を出しても安いのでやめた」「10年前に転作をやめた。メリットが全くない」などである。また、3戸が生産調整を避けるために利用権を設定しないと明言していた。

一方、2010年7月時点の米価予想は「この辺りは消費地に近く、1俵1万2千～3千円で買ってくれる業者がいる」「戸別所得補償事業に入らなくても1万3千円/俵で売れると予想している」とみていた。「今年は1万3千円/俵を切るのではないかと」と弱気の予想をし、生産調整に協力に転じた農家もいるが、まさか「概算金」が1万円にまで下がるなどとは誰も考えていなかったのではないだろうか。2010年も「概算金」に1,000円の上乗せで業者との取引が行われていれば11,000円/俵でしか売れなかったということになる。この米価下落を受けて、2011年度以降、農家がどのような判断をするのかが注目される（この調査結果は次節で紹介する）。

こうした米販売見通しに対する強気の姿勢は水稻共済の加入についても共通する。借地には共済を掛けていないと明言した農家は6戸（3番農家、5番農家、6番農家、10番農家、11番農家、14番農家）にのぼる。「共済は農家のためになっていない。これまで共済を貰ったことがあるのは雹害の1回だけ」「共済を掛けるのは馬鹿馬鹿しい。メリットが感じられない。ヘリ防除を頼む人も減ってきている」「強制されなければ共済には入らない」といった意見もあり、気候が温暖で気象災害を受けにくいA市ではかなり不満が高い。この共済加入率の低さが、共済台帳を活用した戸別所得補償制度が把握する数字と現場の実態との乖離をより一層大きなものとしているのである。

最後に今後の経営についてだが、後継者が農業をしないため、早晚、消えていくと思われる農家が11戸にのぼっている。最大規模を誇る1番農家は「15haから面積を減らしてきた」という状況だし、5番農家も「以前は9haまで規模拡大したが、身体を壊して6haまで減らした」と話しており、規模拡大どころか縮小に転じている農家も出てきている。規模拡大が可能とする農家は4戸いるが、「10haまでなら何とかできるだろう」（2番農家）、「10haくらいまでであれば何とかできないことはないだろう」（8番農家）（しかし、子供は農業をしないとみている）、「7haまでならコシヒカリ1本で何とかする」（9番農家）、「あと2haくらいは大丈夫」（14番農家）といった状況で、20haを超える大規模借地経営が誕生する可能性は全くない。これから出てくる農地を分け合いながら何とかして守っていくのが精一杯ではないだろうか。「あと5年経ったらどうなるか。米づくりがなくなってしまう」（1番農家）、「あと10年か」（11番農家）といった意見は偽らざる地域農業の実像なのである。そのため集落営農の設立を模索する動きも生まれているのだが、前述のような状況で、「共同で機械を入れたいが莫大な投資が必要になる」（12番農家）ということまで前途多難なのである。

#### 4. 米価下落を受けた後の農家の意識と行動 —2011年8月の調査結果—

持ち越し在庫の影響を受けて2010年産の米価は大きく下落した。C集落の農家もその

例外ではなく、JAの概算金の引き下げは業者への販売価格に間違いなく影響を与え、戸別所得補償制度への加入インセンティブを強める方向に作用するはずだが、稲刈りを目前にした2011年8月の調査ではその予想が外れる結果となった。2010年の秋に調査結果の報告のために現地を訪れた時は、「JAの弱気の概算金の設定が業者の価格引き下げを誘発した」として怒りと悲観が混在する雰囲気は漂っていたが、結局、2010年産の米価の下落は農家の意識を変えるまでには至らず、逆に、原発・放射能汚染問題で福島産米を中心とする米に対する先行き不安が米価を押し上げる方向にはたらき、農家に強気の見方を与えていたというのが調査結果であった。

第11表は、前回調査と比べた経営面積の変化、米価の動向と戸別所得補償制度に対する考え方、今後の経営展望を一覧したものである。

田を減らした農家は1戸いるが（6番農家）、これはA市にある農業センターが実施している農地集積事業（借地の交換を行って面的集積を推進する事業）に伴うものであり、経営面積が縮小したといっても僅か5aでほとんど変化していないとみてよい。借地を増やしている農家は5戸で（1番農家、8番農家、9番農家、12番農家、14番農家）、どちらかという経営面積が小さく余力のある農家で拡大面積が大きくなっている。その結果、定年退職後に農業を本格的に開始した14番農家もほぼ5ha規模に到達した。農地の流動化は進展しており、出てきた農地は担い手農家に順調に集まっている状況に変化はみられない。構造改革を進めるための条件は整えられつつあると見てよい。

米価の動向と戸別所得補償制度に対してはどのように考えているのだろうか。2010年産の米価は1俵あたり1,000円前後、値下がりしたものの、農家は堪えておらず、これくらいであればまだ戸別所得補償制度に加入せず、転作をせずに全量主食用米を売っていくという方針を堅持している。2010年7月の調査では13,000円／俵というのが1つのラインとして挙げられており、12,000円／俵はそれよりもかなり低かったにもかかわらず、その後の米を巡る情勢の変化が農家の意識を大きく変えたようである。例えば、「八街の業者の価格が米価に大きな影響を与えている。今年は早稲は15,000円／俵だと言っている」（1番農家）、「米価は一時12,000円／俵」まで下がったが13,000円／俵まで持ち直した」（9番農家）、「今年は茨城の業者がやって来て15,000円／俵で買うと袋を配っていった」（12番農家）といった話は、間違いなく原発・放射能汚染問題が米需給をタイトなものとするという予想を反映したものであり、これが戸別所得補償制度に対する農家の見方に大きな影響を与えているのである。政策評価に「if」は禁物だが、もし、この問題がなく、2011年産米も供給過剰で価格下落が見込まれていたとすれば、農家の米価に対する見通しも戸別所得補償に対する捉え方も変わっていたかもしれない。いずれにしても、その結果、「収入が減ってしまうのでこの部分（相対借地）は戸別所得補償に入れなくて主食用米を作ることになる」（3番農家）、「農協に出す米の価格はどんどん下がってきている。戸別所得補償には加入しない」（4番農家）、「戸別所得補償には入らない。転作で大豆を作っても田が荒れるだけ」（6番農家）、「生産調整は大変…これくらいの米価なら生産調整をせずに全部米を作って売った方がよい」（8番農家）、「転作してもお金にならない

第11表 2011年8月の農家の経営の状況と意向（千葉県A市C集落）

|   | 経営面積の変化   | 米価の動向と戸別所得補償制度について  | 今後の経営について   |
|---|---|---|---|
| 1 | 隣接地を30a借り入れて1.310aとなった。小作料は10aあたり2俵。夫婦で20haが限界だと思っていたが、歳をとってきたので現在の面積でも苦しくなってきた。今年の作付けはふさおとめ310a、もち30a、無化学肥料栽培のこしひかり90a、減農薬減化学肥料栽培のこしひかり880a。 | 八街の業者の価格が米価に大きな影響を与えている。今年も早稲は15,000円/俵だと言っている。これに対して農協の概算金は11,000円/俵しかかない。農協はマージンを取り過ぎている。11,000円の根拠も示してくれない。昨年は生協に販売している価格は農協ほどには下がらなかった。しかし、今年の上げ幅も小さい。農協に出しているのであれば戸別所得補償に入った方が得。 | 後継ぎは仕事で忙しく農業を継ぐ可能性はほとんどない。経営は縮小だが、面積を半分にしても機械は更新していかななくてはならない。かといって全てを止めてしまえば寂しい。毎日仕事、用事があるという生活を送ってきたのでこれがいなくなってしまうと張り合いがなくなる。                     |
| 2 | 経営面積に変化はない。こしひかり700a、ふさこがね100aであとはもち米とミルクキーンクイーンを作付けた。  | 13,000円/俵では農家は赤字。転作をしていないので戸別所得補償には入っていない。ここは湿田なので転作は難しい。加工用米、飼料用米であれば何とかなるかもしれないが、売り先を見つけることができない。米は業者に販売している。   | コンバインが高いので刈取作業を頼むというのが利口。全ての作業を委託すると赤字。刈取が18,000円/10aだったら考えてもよい。リース事業は時期が厳合するので難しい。農協の田植機のリースは高い。   |
| 3 | 経営面積に変化はない。こしひかり500a、ふさこがね150a、ふさおとめ100a、もち米15a。ふさこがねが加工用米となる。  | 自作地面積については戸別所得補償に入っている。縁故米40～50俵以外は農協に出荷。農協は概算金11,000円/俵で500円/俵の追加払いがあった。相対で借りている農地も戸別所得補償に入ると転作をしなければならぬ。そうなると収入が減ってしまうのでこの部分は戸別所得補償には入れないで主食用米を作ることになる。                             | 機械リース事業があると助かるが、事業の採算はとれない。料金が高くなるので難しい。歳をとっても苗作りと田植、初摺り、乾燥調整はできるので、それ以外の作業を引き受けてくれると助かる。だが、これがあると農地の貸借は進まない。子どもは会社の状況が厳しくなっており、農業をすることを少し考えているようだ。 |
| 4 | 経営面積に変化はない。体力は落ちてきている。作付けにも変化はないが、労働ビークを減らすため今後は早稲を増やすことになるだろう。   | 農協に出す米の価格はどんどん下がってきている。戸別所得補償には加入しない、食味に気をつけて作っている。農協にも出荷しているが個人で販売している。  | 10haくらいまでならば耕せるが、妻に負担がかかってしまう。センターの集積事業で農地をまとめることで負担を減らしていきたい。子どもは農業は継がない。  |
| 6 | 苗代田5aが減って550aになる。全部こしひかりを作付けている。経営を縮小する場合は、地主に返す前に農地を借りてくれる人を見つけておくはならない。   | 米は全量業者と食堂に販売。業者は電話1本で取りに来てくれる。昨年のこしひかりは12,000円/俵以上で売ることができた。倉庫が小さいので初摺りが終わったらすぐに販売してしまおう。戸別所得補償には入らない。転作で大豆を作っても田が荒れるだけ。加工用米や飼料用米は粒で持って行くので本場に加工に回るのがどうか疑問。「お上」のやることは分からない。           | 子どもは勤務が不規則なので農業をするのは難しい。集積事業で農地がまとまり、余力が生まれた。営農組合ができれば参加してもよい。田植や稲刈などの機械作業を行う組合。他集落の人に農地を貸してしまおうのも「業腹」。コンバインリース事業は料金次第。                             |
| 8 | 50a増えて575aになる。相対小作。集積事業で増えた。農地がまとまっていれば10haまでは拡大できるだろう。作付けはこしひかり595a、ふさおとめ80a。  | 戸別所得補償には入っていない。米価は1,000円/俵下がったが、戸別所得補償に入るほどではない。生産調整は大変。飼料用米・加工用米は考えない。これくらいの米価なら生産調整をせずに全部米を作って売った方がよい。全量を業者に販売。   | リース事業があれば助かるが利用が集中するので難しい。料金も高くなる。集落内でやる人がいなくなれば他集落の人でも構わない。集落外の人を雇う組織をつくってもよい。   |

|    | 経営面積の変化   | 米価の動向と戸別所得補償制度について  | 今後の経営について  |
|----|---|---|--|
| 9  | 経営面積に変化はない。作付けはこしひかり320a、あきたこまち120a。農地を返す時は耕してくれる相手をこちらで見つける責任があると思っている。          | 戸別所得補償には入っていない。米価は一時12,000円/俵まで下がったが13,000円/俵まで持ち直した。業者は現金決済。農協にも3割くらい販売している。   | サラリーマンをしていいた人に農業をしろといっても、給料と休みを保証できないので難しい。これでは若い人は集まらない。機械の共有はできない。作業適期は皆同じなので調整は不可能。 |
| 10 | 経営面積に変化はない。作付けはこしひかり320a、あきたこまち120a。農地を返す時は耕してくれる相手をこちらで見つける責任があると思っている。          | 戸別所得補償には入っていない。転作してもお金にならない。機械もあるのでも米を作るのが楽。加工用米は農協の倉庫に運ぶのが大変。業者は電話すれば取りに来してくれる。昨年米価は1,000円/俵下がった(11,000～12,000円だった)。   | 自分たちができなくなったら経営は廃止する。子どもは農業をしない。コンバインが壊れたら買い替えるかどうか考える。作業委託に出すことになるだろう。リースは料金が高い。      |
| 11 | 経営面積に変化はない。これ以上農地が出てきても受け切れなない。あと5年は続ける。止める時は農地を返す。借り手は見つけられない。                   | 戸別所得補償には入っていない。米価に1,000円/俵以上の差が出てくれれば考えもよいが…。転作があるのに入らない方が有利。全量業者に販売している。昨年は12,000円/俵を切った。                              | 自作地だけだったから子どもがやってくれるのではないかと思っている。農地の貸付先は集落内にこだわらない。全く新しい組織をつくり、そこに農地を任せてもよい。           |
| 12 | 隣接田が2枚、90a増えて499aとなった。相対小作。   | 農協の理事なので自作地は戸別所得補償には入っている。昨年はこしひかり11,000円/俵、ふさおとめ10,000円/俵だった。業者は農協の価格に1,500円上乗せで。今年は茨城の業者がやってくる。15,000円/俵で買うと袋を配って行った。 |  |
| 13 | 経営面積・作付け内容に変化はない。あと5年は頑張る。手間のかわらない30a区画の条件のよい近くの田であれば引き受けてもよい。                    | 戸別所得補償には入っていない。年齢も年齢なのでいまさら転作をする気にはなれない。全量業者に販売。昨年は1,500円～2,000円/俵下がった。収穫したらすぐに販売する。                                    | 機械代が高いので抑えたい。米価に対して作業料金が高いので、作業受託の方が儲かるかもしれない。機械の共同利用は難しい。                             |
| 14 | 100a増えて475aになった。あと1～2haくらいは拡大したい。こしひかり255a、ふさおとめ220a。畑なので圃場が乾いているうちに刈取るため早稲を増やした。 | 自作地面積については戸別所得補償に入っている。業者への販売は1,500円/俵下がった。農協のこしひかりとふさおとめの概算金は11,000円/俵と10,000円/俵だった。飼料用米は10aあたりの補助金は高いが米の売値が安い。        | 機械をリースで借りて自分でできれば有り難い。1日1～2万円だったから助かる。2～3万円になると厳しい。                                    |
| 15 | 経営面積・作付け内容に変化はない。   | 全量独自販売。昨年は例年通りの価格で売ることができた。戸別所得補償には入っていない。  | 子どもには勤めを続けてもらいたいが農協の比重を増やしてもらいたいと思っている。自作地は何とかして自分で守っていききたい。子どもの都合に合わせて作業をするようにしている。   |

注：5番農家と7番農家は都合がつかずヒアリングはできなかったため欠落している。

い。機械もあるので米を作るのが楽」(10番農家)といったこれまでと同じ見解が引き続いているのである。だが、実際には「年齢も年齢なのでいまさら転作をする気にはなれない」(13番農家)というのが農家の本音なのかもしれない。また、早場米地帯を反映し、「一刻も早く放射能汚染の検査を終えて高い価格がついているうちに早稲を売り切りたい」という声やしきりにあがっていたのが印象深い。

以上のように米の先行きに対しては強気な見方をする農家ではあるが、実際の足元の経営となると弱気な面が顔をみせる。後継者が農業を継ぐ見込みがないという問題に加えて、米価の下落によって機械代の負担が重く感じられるようになっている。リース事業に対する期待はそのあらわれの一端であろう。また、何人の農家からは新しい組織を設立することに賛意を示す者もあらわれるようになってきた(「営農組合ができれば参加してもよい。田植や稲刈りなどの機械作業を行う組合」(6番農家),「集落外の人を雇う組織を造ってもよい」(8番農家),「全く新しい組織をつくり、そこに農地を任せてもよい」(11番農家))。加えて、高齢化の問題は深刻で、都合でヒアリングができなかった農家のうちの1戸は入院してしまい、その農家の6haの稲刈りをどうするかという問題も、放射能検査と並んで調査時点のもう1つの話題となっていた。C集落に残されている時間はあと僅かなようだ。

## 5. おわりに

この事例はやや極端なうらみはあるが、現実存在している農村の姿であり、相対的に自作地規模の大きな大河川下流域の水田地帯(利根川下流域や信濃川下流域など)、なかでも兼業稲作というライフスタイルやライフコースが定着してきた地域の農業構造と共通する面がかなりあるように思う。これまで農業的に恵まれてきた地域ほど大規模借地経営の形成が遅れ、互いにすくみ合った状態のまま動きがとれず、気がついた時には地域の水田農業が崩壊、惨憺たる状況を迎えてしまったということになりかねないのである。まさにC集落は「構造改革前夜」か「内部崩壊寸前」という瀬戸際に立たされている。

「はじめに」のところで記したが、①市の助成金という追い風があったとしても戸別所得補償制度は農家の行動を変えるまでには至らず、過剰作付が解消される見込みは全く立たないこと、②5ha以上層への農地集積は進んでいるもののその実態は後継者不在の高齢専業農家にすぎず、「構造改革」につながるような状況は展望できないこと、③2010年産の米価の下落はかなりのダメージだったが、原発・放射能汚染問題が米価の見通しを変えてしまい、農家は戸別所得補償制度に加入するという意識の変化はみられないことの3点が本稿の内容である。戸別所得補償制度が果たす稲作農家の下支え機能を否定するつもりはさらさらないが、このままの事態の推移の延長線上に、少なくともA市C集落において、残念ながら農業構造を刷新していくような「芽」を見出すことはできない。全国・全農家一律の「隔靴搔痒の政策」とは異なる、直接「患部」に働きかけるような具体的な施

策が求められているというのが、本稿のささやかな政策的インプリケーションであり、C集落でもその期は少しずつではあるが熟しつつあるように見える。

注1) 千葉県割当以上の主食用米作付面積は2004年8,145ha、2005年9,229ha、2006年14,375ha、2007年12,573ha、2008年12,005ha、2009年11,880haと2007年に福島県に抜かれるまでは全国1位をキープしてきた。ただし、割当面積超過率は2004年15.0%、2005年17.4%、2006年30.0%、2007年25.1%、2008年24.1%、2009年23.9%と福島県、高知県をおさえて全国1位の地位にある。また、米の集荷円滑化対策事業の加入率は2008年8%、2009年7%と、これも全国1位をかけてデットヒートを演じている。その結果、2010年の戸別所得補償モデル対策の加入申請件数は9,003件（全国に占める割合0.7%）、加入面積は米戸別所得補償モデル事業が9,422ha（同0.8%）、水田利活用自給力向上事業が3,223ha（同0.5%）となった。

2) A市は市単独事業で転作に相当の助成金を支出している。2006～2009年まで転作大豆に2万2千円、転作一般作物と多面的機能水田（景観形成）に2万円、永年作物と特例作物（野菜）に1万5千円、しめ縄用青刈に1万2千円のほか、団地化加算として1～4haに対して1万円、4ha以上に対して1万5千円（大豆の場合は2万5千円）を助成（いずれも10aあたり）、さらに加工米に対しても1俵あたり2千円を助成してきた。2010年も転作一般作物が1万8千円（麦は2万円のまま据え置き）に、特例作物（野菜）が1万4千円に若干の減額がされたほかは引き続き同額の助成金が支給されており、これに加えて飼料用米に1万7千円が新たに助成されることになっている。これだけの手厚い資金的支援を受けた結果、A市の割当面積超過率は2006年20.1%、2007年9.6%、2008年10.7%、2009年14.1%と千葉県トータルと比べて低い水準で推移している。

3) 状況も文脈も異なるが、こうした事態はかつて島根県の中山間地域で野田公夫氏が検出した「限界地における高借地率現象」を想起させる。違いは小作料が未だに高止まりしている点にあるが、平場水田地帯でも同様の状況が生じようとしている点は興味深い。野田公夫『限界地における高借地率現象—島根県邑智郡桜江町の事例—』東畑四郎記念研究奨励事業報告第4号・農政調査委員会（1985）を参照のこと。

4) 地主と耕作者との間での交渉によって小作料の引き下げを図ることは、特に規模拡大が進んで地主の数が増加するとそれに要する取引コストは莫大なものになってしまうため、かなり困難であるというのが実態認識である。そうした意味では、市場統制の最たるものとして批判を浴び、既に廃止されてしまった標準小作料制度ではあるが、同制度の存在が地域の小作料水準の円滑な引き下げに作用していたと考えてもよいかもしれない。そして、規模拡大を目指す担い手の借地獲得競争は、地主に提示する支払い小作料の多寡によってではなく、「耕しぶり」を通じて行われることになり、実際にもそうした方向で大規模農家の借地拡大戦略は展開されてきたように思う。